

令和 5 年 5 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 5 月 3 1 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年5月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和5年5月31日
○会議の日時 令和5年5月31日 午後 2時23分
○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（2名）

14番	中村洋子君	20番	浅川増行君
-----	-------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	岡田央樹君	事務局員	二村絢美君
事務局員	沖和義君		

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議
 - (4) 議案第4号 相続税納税猶予に係る証明申請審議
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転

(6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定

(7) 議案第7号 令和4年度最適化活動の点検・評価

6 協議事項

7 閉会

午後 2時23分 開会

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから安曇野市農業委員会5月の定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、議事に先立ちまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。

タブレットの研修はどうでしたでしょうか。なかなか難しい部分もあると思います。どうか日頃からいじくって触っていただいて、それをもって覚えていくしかない、そんなふう感じた次第でございます。

そしてタブレットもそうですけれども、近頃、農林水産省から農業委員会へのいわゆる締めつけと申しますか、指導が大変厳しいかと思えます。例えば作業日報のつけ方だとか、4月に確定した地域計画の策定、農業委員にとりましては大変厳しい状況になるわけですが、裏を返せばそれだけ農業委員会に期待されているというふうに捉えてもいいかと思えます。どうかそのところを皆さんのほうでご理解をいただきたいと思っております。

さて、安曇野市は、安曇野では田植えのほうもほぼ見渡すと終わったようでございます。これから麦の刈り入れが始まるわけですが、大麦のほうはもう刈り取りが始まったそうです。ただ圃場によってはいろんなばらつきがあるという話も聞いております。これは4月の凍霜害の影響が出ているということですが、それで凍霜害というと4月25日に凍霜害、大きなのが起きましたよね。それで26日は松本地域でたしか1億7,000万円ぐらいのトータルの被害が出たというふうに聞いています。ところがその後被害額がどんどんかさんでいって、今では5億を超す被害だというふうに聞いております。被害に遭われた農家の皆さんには、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

それで、果樹農家の方で青色申告に入っている方、この方はぜひ収入保険に入っていたきたいと、そんなふうに思います。それで災害のほうを補償のほうでカバーしてもらいなことをぜひお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

今日、ちょっと時間が押しておりますけれども、よろしく申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

○事務局（宮沢英昭君） ありがとうございます。

農業委員会憲章の唱和について、新型コロナウイルス感染症対策として省略をしておりますが、今月から唱和を行ってまいります。議案集表紙裏をご覧ください。

1番、池上洋助委員の先唱にてお願いいたします。皆様、ご起立ください。
それでは、池上委員、お願いいたします。

(唱 和)

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご着席ください。

安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） それでは、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。

参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、本定例総会でございますが、現在の出席委員が22名で過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により本会議は成立いたします。

なお、14番、中村洋子委員、20番、浅川増行委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

2番、矢淵一良委員、3番、甕 信委員の2名をお願いいたします。

なお、本日の出席議員は22名ですので、農業委員会に関する法律第30条の規定により12名の賛成をもって許可といたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 説明に入る前に議案の訂正をお願いいたします。

本日お配りした次第の次のページのとおり訂正をお願いします。

まず、4ページになります。4ページの申請番号57番、こちらの転用事由のところ。受人は現在貸家と書いてありますが、正しくは借家という形になります。

続きまして、8ページになります。8ページの整理番号1番、また2番、両方ともそうなんです。現況地目の部分、2筆とも田になっているんですが、全部畑に訂正をお願いいた

します。訂正は以上です。

○事務局（松島弘泰君） それでは、農地法3条許可申請審議についてですけれども、今月から議案集が新しくなったということで、農地の新規取得者に関しまして経営面積が0㎡の場合、今回空白になっているんですけども、次回以降、0㎡ということで、経営面積、自作地、借入れ地がない新規取得者、0㎡の場合は0表示をさせていただくということでよろしくをお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、説明に入ります。

議案集の1ページをお願いします。申請番号17番です。

申請地は、■、地目は田、面積が365㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が365㎡です。

申請番号17番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号7番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号17番の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号17番について説明いたします。

■のほうに行きますと■という信号機があります。そこから東のほうに進んでいきますとがあり、その先に■があります。それを渡って最初の交差点、■と言っていますけれども、それを北へ300m行った地点に当たります。

申請事由ですけれども、渡人は県外に居住しており、農地の維持管理ができないため申請地を譲渡したい。受人は購入した住宅に隣接する申請地を取得して果樹栽培を行いたい。

審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、18番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号18番です。

申請地は■、地目は田、面積が計2,277㎡です。受人の経営面積は1万245㎡、渡人の経営

面積が3万4,264.3㎡です。

申請番号18番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号23番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて、申請番号18番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号18番についてご説明申し上げます。

申請地につきましては、■がございしますが、その地点から南へ100mほどのところでございます。

申請事由でございますが、渡人は自宅から遠く作業効率が悪いために申請地を譲渡することとした。また、受人は経営規模拡大を考えたところ、申請地の話をいただいたため、購入することとした。

以上でございます。ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、19番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号19番です。

申請地は■、地目は畑、面積が984㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が984㎡です。

申請番号19番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号22番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて、申請番号19番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

申請番号19番について説明します。

申請地は■より南西500mぐらいに位置しております。

申請事由ですが、渡人は体調不良により耕作が困難なため、親族に申請地を譲渡したい。受人は譲渡の相談を受け、これまで借りていた申請地について今後も引き続き耕作をするため、申請地を譲り受けたい。

以上、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可で賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、20番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号20番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計355㎡です。受人の経営面積は4,425㎡、渡人の経営面積が355㎡です。

申請番号20番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号20番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

申請番号20番についてご説明申し上げます。

申請地は、■の西に位置しています。渡人は長年貸していた申請地を譲渡したい。受人は長年借用して耕作していた申請地を取得したい。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、21番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 議案集の2ページをお願いします。申請番号21番です。

申請地は■、地目は畑、面積が94㎡です。受人の経営面積は355㎡、渡人の経営面積が4,425㎡です。

申請番号21番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号13番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号21番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番(藤原光弘君) 13番、藤原です。

申請番号21番についてご説明申し上げます。

申請地は、申請番号20番と同じでございます。

渡人は長年貸していた申請地を譲渡したい。受人は長年借用して耕作していた申請地を取得したい。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可といたします。

続いて、22番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号22番です。

申請地は■、地目は田、面積が472㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3,788㎡です。

申請番号22番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号22番の担当

地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号22番について説明をいたします。

まず、申請地ではありますが、■という■がございますが、その■を挟んで東へおおむね100mのところに位置いたします。

申請事由です。渡人は申請地が自宅から離れており、高齢であり、また、管理・耕作が困難であることから申請地を譲渡したい。受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理をしたい。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、23番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号23番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計3,624.34㎡です。受人の経営面積は1万6,686.41㎡、渡人の経営面積が1万6,686.41㎡です。

申請番号23番の受人は、所有農地の有効利用等が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号1番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号23番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号23番について説明をいたします。

まず、申請地ではありますが、■というものがございます。そこからおおむね100mほどに位置いたします。

申請事由であります。故人が後継者である孫に申請地を譲りたいという遺言がございまして、その遺言に対して相続人一同異議がないということで申請地を譲渡したい。受人は、祖父が申請地を譲るとの遺言を残したため、遺言のとおり申請地を譲受け、農地を管理したい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いいたします。申請番号14番です。

申請地は■、地目は田、面積が280㎡です。申請内容は貸し駐車場、農地区分は第3種、則44-3、用途地域内です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号15番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号14番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号14番について説明いたします。

申請地は、■から北へ約440mに位置します。

申請人は申請地を貸し駐車場として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、15番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号15番です。

申請地は■、地目は畑、面積が62㎡です。申請内容は住宅敷地、農地区分は第1種、令5-1、おおむね10ha以上の一団の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号13番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号15番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。

申請番号15番についてご説明申し上げます。

場所は、■から西へ約200mに位置します。

申請人は申請地を住宅敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 4ページをご覧ください。申請番号56番です。

申請地は■、地目は田、面積が2,079㎡です。申請内容は工場用地、駐車場、農地区分は第1種、令12-1、おおむね10ha以上の一団の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号10番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号56番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

申請番号56番について説明いたします。

場所は■を東側へ行きますと、左手に■という施設がございます。その■の西側になりま

す。

転用事由ですけれども、借人は従業員の増大に伴い、従業員用駐車場を確保するため、申請地を借りたい。よろしくご審議お願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、57番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号57番です。

申請地は■、地目は畑、面積が250㎡です。申請内容は住宅、農地区分は第1種、令12-1、おおむね10ha以上の一団の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号24番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号57番の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号57番について事務局から説明します。

申請地は■から北東へ約500mに位置します。

転用事由ですが、受人は現在借家に居住しているが、利便性が高い申請地に住宅を建築し、居住したい。

以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただ今、説明がありましたが、これについて意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただ今、異議なしとの声がありました。

それでは、これから採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、58番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号58番です。

申請地は■、地目は田、面積が939㎡です。申請内容は建売住宅3棟、農地区分は第1種、

令12-1、おおむね10ha以上の一団の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明ありましたが、続いて、申請番号58番の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号58番について事務局から説明します。

申請地は■から北西へ約300mに位置します。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、59番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをご覧ください。申請番号59番です。

申請地は■、地目は田及び畑、面積が計841㎡です。申請内容は建設業用地、事務所、作業所、倉庫、農地区分は第2種、法5-2-2、その他の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号6番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号59番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号59番についてご説明いたします。

申請地は、■の北側が現地になります。

転用事由は、受人は現在、自宅兼事務所として使用している土地が狭いことから、事業拡大のため、申請地に新たな事務所、倉庫等を建設したい。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当職員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、60番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号60番です。

申請地は■、地目は田、面積が計4,993㎡です。申請内容は砂利採取・一時転用、農地区分は農用地区域内農地、法5-2-1-イ、農用地区域内にある土地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号7番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号60番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 7番、三枝です。

申請番号60番について説明いたします。

場所ですけれども、■のちょうど境に当たります■の東側であります。今現在、■の西側の土地になります。

転用事由ですけれども、借人は河川からの骨材の原材の確保が困難で陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借受けて、砂利採取を行いたい。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、61番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号61番です。

申請地は■、地目は畑、面積が842㎡です。申請内容は特定建築条件付土地、3区画、農地区分は第2種、法5-2-2、その他の農地です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号12番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明ありましたが、続いて、申請番号61番の担当地

区委員の説明をお願いいたします。

○12番（海川信義君） 12番、海川です。

申請番号61番についてご説明します。

申請地は、■の西に位置します。

転用事由です。受人は、申請地は教育施設や商業施設が近く、住環境がよいため、特定建築条件付土地として販売したい。

私もしっかり分からないですけれども、事務局のほうから説明してもらいたいんですが、特定建築条件付土地についてご説明をお願いします。ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 事務局で説明をお願いします。

○事務局（岡田央樹君） 事務局から説明します。

この特定建築条件付土地ということですが、以前もほかの地域でもこういった申請がございました。昔は農地法の中では、建売住宅か、あと用途地域と呼ばれる部分については宅地分譲ということで、その2つしかなかったんですが、その隙間を埋めるような形の条件許可ということになります。

内容的には、最初のうちは宅地分譲として今回の場合は3区画の販売をするんですが、ある一定期間、自らが定めた期間内に売買契約等を結ばなかった場合には、転用事業者が自らの資金を持ってそちらのほうに住宅を建てて建売住宅として販売しなければならないと、そのような条件がついている土地ということでの販売ということになります。

以上です。

○12番（海川信義君） ありがとうございます。

では、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員及び事務局から説明がありましたけれども、これにつきまして、ほかに意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、62番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをご覧ください。申請番号62番です。

申請地は■、地目は田、面積が計583㎡です。申請内容は住宅、農地区分は第3種、則43-1、■からおおむね500m以内の水管等埋設道路沿道です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号1番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号62番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号62番について説明をいたします。

申請地ではありますが、■の西に位置します。

転用事由ですが、現在借家に住んでおりますが、将来を考え、親の所有する申請地に住宅を建設したい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 相続税納税猶予に係る証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 相続税納税猶予に係る証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをご覧ください。申請番号3番です。

相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

引き続き農業経営を行っている旨の証明については、■、地目は田、面積は計2,173㎡です。該当の農地については、■地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

本案について原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)

○議長(中島完二君) 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画(所有権移転)の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 8ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転についての決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計5,874㎡、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年6月20日、法律関係は売買です。

整理番号2番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計1,686㎡、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年6月20日、法律関係は売買です。

整理番号3番です。権利の移転をする土地は■、地目は畑、面積は3,164㎡、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年6月20日、法律関係は売買です。

9ページをご覧ください。

整理番号4番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は1,655㎡、目的は水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年6月15日、法律関係は売買です。

整理番号5番です。権利の移転をする土地は■、地目は田、面積は計6,944㎡、目的はハウレンソウ及び水稻、支払期限・引渡しの時期ともに令和5年6月15日、法律関係は売買です。

以上5件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画を決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページをご覧ください。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和5年5月31日です。

設定件数は、総数60件、21万645㎡、そのうち田が45件、16万9,190㎡、畑が15件、4万1,455㎡です。新規分については、総数29件、7万5,035㎡、そのうち田が19件、6万2,254㎡、畑が10件、1万2,781㎡です。

期間別設定面積につきましては、7か月から15年までの間で期間の設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は総計127筆、田が100筆、畑が27筆です。

耕作者は35人、所有者が57人となっております。

利用権設定の一覧については、11から14ページです。

15から17ページは、農地中間管理事業一括方式分です。

また、18ページの利用権設定の訂正について、変更理由は所有者錯誤による削除及び取下げによる削除のためです。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

議案第7号 令和4年度最適化活動の点検・評価

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 令和4年度最適化活動の点検・評価について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 令和4年度最適化活動の点検・評価については、本日お配りした別冊資料になります。

最適化活動については、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により定められ、総会において最適化活動の点検・評価を行った上でインターネット等により公表し、都道府県を通じて国へ報告することとなっております。

安曇野市農業委員会としての点検・評価の内容につきましては、三役地域長会議及び各地域委員会でご協議いただいたものとなります。

本日、各地域委員会で取りまとめた点検・評価の結果を各地域代表の委員に発表させていただきます。資料の安曇野市農業委員会の点検・評価については承認をいただき、公表を行うとともに県を通じて国に報告いたします。

なお、県・国への報告後に修正を求められることがありますので、この点につきましてもご承知いただきたいと思います。

○議長（中島完二君） ただいま令和4年度最適化活動の点検・評価につきまして、事務局から説明がありました。

それでは、各地域の点検・評価の結果の発表をお願いいたします。

豊科地区の代表は発表をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 豊科地域長の長崎でございます。

地域委員会で委員さんの話を聞いて、豊科地域の委員さんは見回りをしっかりやっていたという印象を受けました。その中で農地の集積に向けた活動という中で思ったのが、担い手農家へのヒアリングを行いまして、農地を増やす気があるかあるいは駄目なのか、担い手さんにそういうヒアリングをしたという話、それから利用権設定を積極的に勧めて口約束ではなくてちゃんと契約をしましょうよということで利用権設定を勧めたという話を聞きました。

それから遊休農地の解消・発生防止の活動については、こういう例がありました。遊休農地を解消するために地元には保存会という組織があるそうですが、その保存会を動かして草刈り作業をして解消したという、それから遊休農地の雑木がいろいろありますけど、ストーブのまきを必要とする人に声をかけて、その人たちに伐採をしていただいて、こういうことで解消したということだそうです。

それから新規参入の促進活動については、実は松本に本社がある法人がありまして、あづみ農協の子会社の仕事を受けているという話を聞きました。その会社の人に問い合わせましたら、豊科、特に安曇野の中の豊科に進出していきたいという話が出ましたので、基本的には認定農業者さんから出し手の方に集まっていたらそちら辺の情報交換をしまして、最

終的には、この4月になりますけれども、開発公社を通して14戸の農家、面積約4ha、一応水稲ということで仕事が始まったという新規参入の活動、成果がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

次に、穂高地域の代表者は発表をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 穂高地域長の平川でございます。

先般、穂高地域会をやりまして、各委員から意見をいただき、成果をいただき、それを集約いたしまして、5点ほどに集約しておきましたので、ご報告を申し上げます。

1点目は、農地の集積でございますけれども、平野部から中山間地まで穂高地域の平場、山手がありますけれども、各委員の努力がありまして集積率は全体として約40%、おおむね市全体40.8%の実績にほぼ沿った形となっております。

2点目は、委員活動の一環でございます農地パトロールによる遊休農地の解消に努めることができました。これについては目標値を大幅に上回る実績であります、特に当人の意向確認に基づきまして適切な助言・指導等を行いました。

3点目は、個別の相談などを受ける中で、新規参入者が穂高地域には割と多くございますけれども、若い担い手の農地の紹介とか細かいフォローアップをしまして、現在それらの農業者は健全といえますか、順調に今のところ農業を営んでおります。

4点目は、認定農業者や地域の担い手への農地の集積ということでございますけれども、久保田・塚原地域になりますけれども、圃場整備事業の計画があります。その参加・協力を行いまして本年度から、5年度から本格的な事業実施に向けて活動しております。

5点目は、穂高地域の一番のネックでございますけれども、猿の被害につきましては、地域一丸となりまして協力することがおおむねできました。先般、また、市長との懇談会におけます意見要望など多岐にわたる活動を行いまして、一番は地域住民とのコンセンサスも非常に大事ということで、PRに努めながら理解を今深めていくところでございます。

ちなみに先般行われた市長との懇談会の中で、今年度よりサル追い払い隊の創設等を実行し、地域からもこれに参画するべく活動をしております。年間を通しておおむね目標に基づくような活動ができたと思っております。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

次に、三郷地域の代表者は発表をお願いいたします。

○19番（降幡修二君） 19番、降幡でございます。

全体的に日頃、農地の見回り活動を十分にやって遊休農地の発生を抑えたということがあります。その中で借手が見つからない間、圃場の草刈りを地域住民と一緒に実施して、優良農地維持に貢献できたということです。

これから後継者不足だとか規模縮小、相続拒否みたいな感じの傾向が増えていく中で、適

材適地に応じた担い手への情報提供で集約化に貢献していきたいと、これから情報収集をしっかりとる中で遊休農地防止に全員で努めていきたいということです。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

次に、堀金地区の代表者は発表をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 堀金地域長の矢淵です。

堀金地域のことを発表したいと思います。

堀金地域では、圃場整備はほぼ終わったということで、それぞれ担い手の皆さん、特に一地域では40代、50代の若手が担っていて盛んに農地を集約しているところではありますが、ほかの地域では60代、70代というようなある程度年を取った人たちが担い手として活動しておるわけですが、将来、今、人・農地プラン等で毎年見直しはしておるわけですが、5年、10年、だんだん年を取っていくと将来的な担い手不足ということになりはしないかということでもあります。

特に一地域では、70代の人々が70町歩ほど今面積を持っていると、その地域の人たちがちょっと心配だということでもあります。

また、一部遊休農地といいますか、果樹を作っている園地の隣で雑木が茂ったり、草が茂ったりしていて迷惑がかかっているということで、今、地元の農業委員が自分で雑木を切ったり、草刈りをしたりして、迷惑のかからないようにしておるわけでもあります。

それから、今後の問題といたしましては、それぞれ各委員が協力し合って今後も進めていきたいということでもあります。

それから4年度におきましては、新規就農者について堀金はありませんが、こういった新規就農したいという方が現れた場合は、委員みんなでもって協力し合っていると農地を探すということでもありますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

続いて、明科地域の代表者の方。

○1番（池上洋助君） 明科地域長の池上です。

先日、地域委員会で農業委員、それから推進委員の皆さんといろいろ話し合いました、明科地域としての全体的な状況ですかね、それについて発表させていただきます。

まず、活動実績としてですが、推進委員が中心になって組織しております明科地域の農業を守る会の活動も10年と経過いたしました、特に天王原の荒廃農地の再生活動を通して明科地域住民はもとより、県内外に荒廃農地の解消、それから農地の集積、新規参入という具体的な方向性というものを示すことができたと思っております。

成果実績としましては、既に荒廃農地の解消並びに新規参入で天王原のぶどう栽培を定着させ、3名の新規参入と1組合、組織としての参入での活動が継続して続けられており、あ

わせて、ワイナリーの施設も完成しております。

また、新たな取組としまして、明科大足地区の通称「ブス平」においておおむね10ヘクタールの荒廃農地を羊の牧場として再生しようとする取組が始まり、3年が経過し、いよいよ子羊も出荷できるような時期に入ってしまったという状況であります。

このような活動を農業委員、推進委員並びに明科地域の農業を守る会が一層盛り上げることで、地域内においての荒廃農地の解消、農地の集積、新規参入が本当に少しずつではありますが、確実にその目的に向かって近づいているという実感をいたしております。

以上です。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

皆さん本当によく頑張っておられるなという印象を受けたわけでございます。

次に、安曇野市農業委員会の令和4年度最適化活動の点検・評価について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 本日お配りした別冊の資料をご覧ください。

【資料により説明】

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。

農業委員会として承認をいただき、公表を行いたいとのことですが、何かご意見等ありますか。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決を行います。

本案について賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり令和4年度最適化活動の点検・評価について公表することといたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、議事の進行、お疲れ様でした。

本日の総会の日程が全て終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、安曇野市農業委員会定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 3時45分 開会